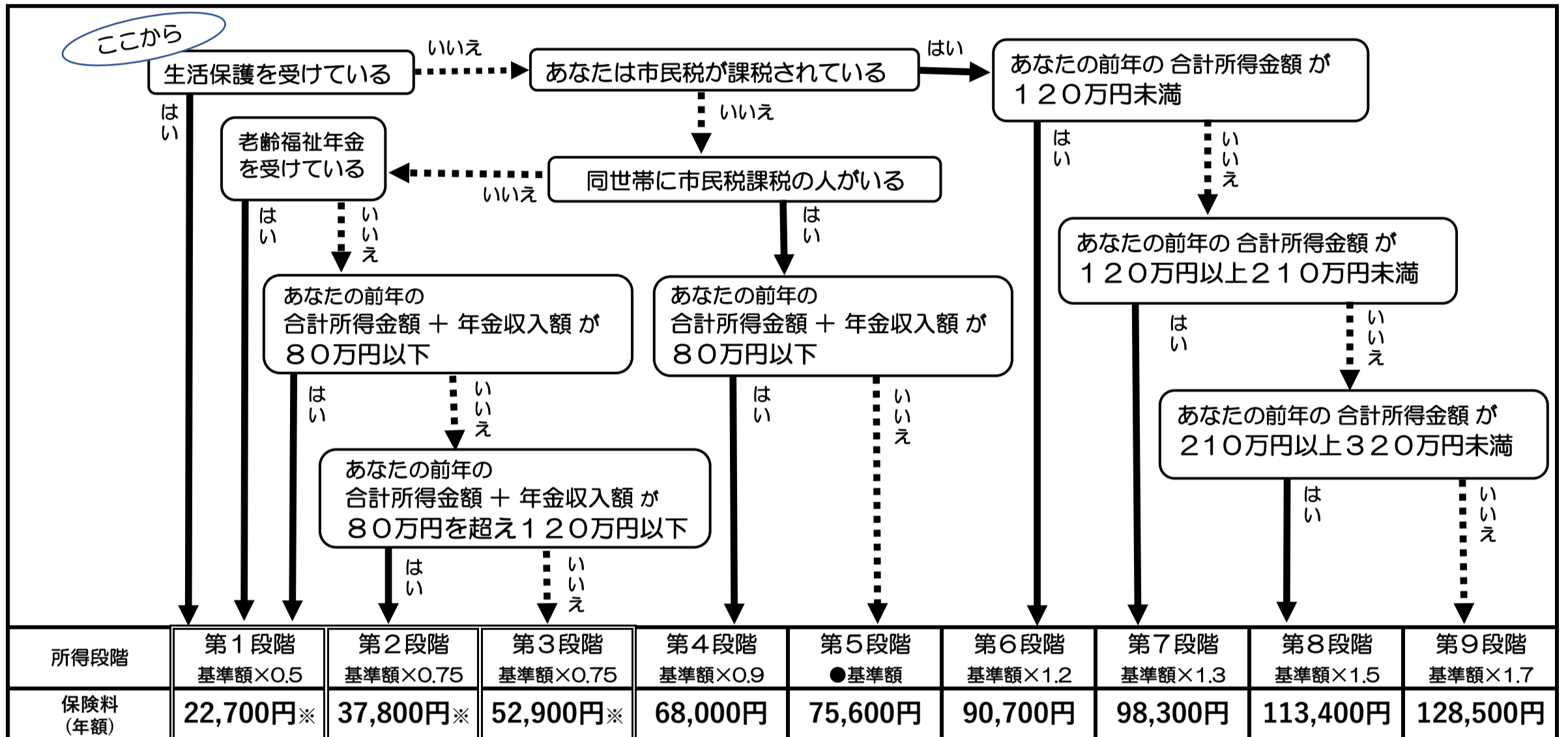


〇● 介護保険料（年額）の決まり方 ●〇

- 介護保険料は市民税の課税状況や前年の所得をもとに算定されます。
- 世帯状況は4月1日現在の状況で判定されます。ただし、年度途中で資格を取得された方は、資格取得日時点の状況で判定されます。
- 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前（所得控除や特別控除、損失の繰越控除前）の所得金額ですが、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる所得金額は、以下の★印の金額を用います。

★合計所得金額 = 地方税法上の合計所得金額 - 土地建物の譲渡所得特別控除額 - 公的年金等に係る雑所得
(市民税非課税者のみ)

- 今年度の介護保険料は、下記の方法で決定させていただきました。



※ 第1段階～第3段階については、負担軽減のため減額されています。下記①参照。

【注意事項・変更点】

- ①介護保険法施行令の改正にともない、低所得者段階（第1段階～第3段階）の保険料が軽減されています。
 - ・第1段階… 37,800円→軽減後22,700円
 - ・第2段階… 56,700円→軽減後37,800円
 - ・第3段階… 56,700円→軽減後52,900円
- ②令和3年度からの税制改正の影響を抑えるために、合計所得金額に給与所得または公的年金等金額にかかる雑所得が含まれている場合は、合計所得金額から10万円を控除して得た額により年間保険料を決定します。

〇● 期割額の決まり方 ●〇

● 年金天引き（特別徴収）の方

確定した年間保険料額から、4月、6月分の保険料額を差し引き、8月以降（8月、10月、12月、2月）の4回の納期に割って年金天引き額を決定しています。
通常、4月、6月、8月の年金天引き額は、仮徴収期間のため前年度2月と同額になりますが、年間を通して保険料額ができるだけ均等になるように、8月の仮徴収額が変更になっている場合があります。

● 納付書または口座振替（普通徴収）の方

7月以降の納付額は、確定した保険料（年額）から4月、5月、6月（仮算定）分の保険料額を差引いた額を納期ごとに分け、決定しています。
また、年度途中で資格取得された方は、12か月分の保険料（年額）を資格取得月分から月割りで金額を決定しています。